

〈巻 頭 言〉

『人文論叢』第50号の刊行にあたって

瓜 生 津 隆 真

『人文論叢』が創刊されたのは昭和33年9月、京都女子大学一般教育学会の機関紙として発刊された。創刊号に掲載された研究論文は、羽浜了諦「仏教と民族」、藤田義憲「日本人の生活文化と農耕」、中村茂夫「郭熙『林泉高致』と北宋絵画」、土井忠雄「親鸞聖人の宗教批判」の四編であり、編集兼発行者の代表は羽浜了諦、名前だけ見ても今昔の感深いものがある。

第2号は翌34年1月に発行、その彙報によると、一般教育学会の会則が改正されている。その理由は、大学内に、国文学会、英文学会などの種々の学会があり、それぞれの分野で活動しているが、それらの学会がもともと純粹に学問的な研究団体として発足したものでなく、教育組織としての学科の団体という性格が強かったため、開かれた研究機関とは到底言えず派閥性が強いこと、また学問水準が低下しているということ、の欠陥を少しでも是正しようとしたからであるという。

改正された会則を見ると、たとえば第4条に会員の資格について、「本学の一般教育科目を担当する教授、助教授、専任講師、助手、及び本会の趣旨に賛同して入会を希望する本学関係の教職員並びに学生とする」とうたい、依然学内の枠を超えてはいないが、すこしでも閉鎖性を打破しようという試みが反映している。また規約にある「一般教育学科」という語は、学制上での専門課程に対する教養課程という

ほどの意味で、学問の本質に関わる語ではないから、それにとらわれることなく、広く人文科学の分野の研鑽や業績を発表する機関紙を目指しているというところにも、『人文論叢』の独自の方向を打ち出そうとする一つの姿勢がうかがえる。

ところで第10号を見ると、一般教育学会は昭和39年11月4日の総会において解散し、同年11月11日、人文学会会則を審議、その賛同をえて、同日人文学会が成立発足した。この会則はその本旨において一般教育学会会則を継承するものであって、「人文学会」と名称を改めたところに大きな意義がある。その目的は第2条に「会員の人文関係諸学の研究の促進と、会員相互の親睦とをはかること」とあって、人文関係の一般教育科目を担当する教員の研究の促進と親睦をはかるところにあったといえる。

その後社会関係学科目を担当する教員が参画することになり、昭和42年11月1日人文学会会則を改正、正式に会員として認められることになった。また同年12月には新たに慶弔規定と『人文論叢』発行細則が承認され、人文学会も学会としての体裁を徐々に整え、内容も充実することになった。昭和49年4月には人文学会は人文・社会学会と改称、その後平成12年4月新たに現代社会学部が設置されたことともない、ふたたび人文学会と名称をあらため、会則も一部改正して今日に到っている。正会員は外国語準学科および人文科学関係に属する教員を中心にその数は二十数名に及び、研究会、公開講座、人文論叢の発行など、地道ではあるが、その活動を続けている。

『人文論叢』は創刊から43年を経過、本年度で50号の発行を数えることになった。いまその歴史の重みをかみしめているが、21世紀を迎えて、大学は学問研究の抜本的な見直しを否応なく求められている。この大学改革のときに当たり、『人文論叢』の将来をどのように考えていくのか、会員に課せられた課題はきわめて重大である。ともに英知を出し合って未来を切り開いて行くことを心から念じている。